

道路交通法改正に伴う電動キックスクーター等の保険上の取扱いについて

1. 道路交通法の一部改正について

◆『特定小型原動機付自転車』(2023年7月1日施行予定)

『特定小型原動機付自転車』(一部の電動キックスクーター等)は、16歳以上を対象として運転免許が不要、ヘルメット着用が努力義務になります。(※16歳未満は運転禁止)
また、従来の「原動機付自転車」や最高速度が20km/h以上となる電動キックスクーターは『一般原動機付自転車』と定義されます。

<参考> [国土交通省ホームページより抜粋](#)

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6kW以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	
高さ	-	

2. 自賠責保険・自動車保険における取扱いについて

『特定小型原動機付自転車』は道路運送車両であり、2023年7月1日以降も自賠責保険・自動車保険の対象であることに変更はありません。

引き続き、『原動機付自転車』としてお取り扱いいたします。

⇒詳細は★[こちら](#)

※レンタル・シェアリング事業での運用をご検討の際には別途お申し付けください。
運用方法や稼働台数、利用地域等の条件によってホームページ記載の内容とは異なる場合がございます。

3. 本件問合せについて

保険代理店：NECファシリティーズ株式会社
保険事業部 法人営業第二部

TEL：03-3455-1120

MAIL：sfhoken-hojin@necf.jp

HP：[保険 | NEC ファシリティーズ \(necf.jp\)](#)

NECF 自動車 002 131

以上